

平成21年3月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ホ)第454号 保険金請求控訴事件 (原審・仙台地方裁判所平成18年(ワ)第29号)

口頭弁論終結日 平成21年1月21日

判 決

仙台市

控 訴 人 有 限 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士 吉 岡 和 弘

同 千 葉 晃 平

同 山 田 い ず み

東京都

被 控 訴 人 保 険 株 式 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士 松 坂 祐 輔

同 桑 島 良 太 郎

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、4200万円及びこれに対する平成17年4月1日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、保険会社である被控訴人に対し、両者間の平成16年6月21日付け店舗総合保険契約に基づき、平成17年2月28日に発生した火災について、火災保険金とこれに対する請求の翌日からの遅延損害金の支払を求めた事案である。原審が被控訴人の免責の主張を認めて控訴人の請求を棄却したため、控訴人が不服を申し立てた。

そのほかの事案の概要は、下記2のとおり、原判決の訂正があるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」に記載のとおりであるから、これをここに引用する。

2 原判決の訂正等

- (1) 原判決3頁5行目を「エ 保険金額及び保険の目的」に改める。
- (2) 原判決3頁14行目の「24万9240」を「24万9240円」に改める。
- (3) 原判決6頁7行目から同8行目までを次のとおり改める。

「したがって、平成15年度期末現在において控訴人が所有していた『機械装置』及び『什器備品』の取得価格は、その残存価格が149万5153円であることからみて、約1500万円と判断される。」
- (4) 原判決11頁14行目及び同17行目の各「消失」をいずれも「焼失」に改める。
- (5) 原判決12頁3行目の「保険価額の精算」を「保険価額の算定」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきものと判断する。その理由は、下記2のとおり原判決の訂正等があるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これをここに引用する。

2 原判決の訂正等

(1) 原判決16頁9行目末尾に「控訴人の金融機関からの長期借入金は約5900万円であった(甲16)。」を加え、同13行目の「
」を「
」に改める。

(2) 原判決17頁11行目から同18行目までを次のとおり改める。

「イ 本件建物の状況及び本件契約の締結過程

(ア) 本件建物は、昭和60年4月に新築された木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積200.40㎡の作業場で、平成15年6月30日に控訴人名義で保存登記された上、その敷地となった 名義の土地と共に、

金融公庫のために極度額4800万円とする根抵当権が設定された(乙32, 33)。 金融公庫からの借入金は、平成17年6月末現在で2994万円残っていた(甲16)。本件建物の平成17年度の固定資産評価額は81万6994円であるが(乙44)、控訴人の決算報告書の資産の部には本件建物は記載されていない(甲14, 15, 乙9ないし11)。なお、本件建物の敷地所有者は であった(乙33ないし36)。

(イ) 本件建物の火災保険については、 共済に入っていたが、被控訴人の代理店をしていた 株式会社(以下『 』という。)に勤務していた (以下『 』という。)に勧められ、平成14年6月ころ、被控訴人の本件保険に加入した。本件保険契約は保険期間が1年間であったことから1年ごとに更新されていた(甲1, 21, 46, 乙13)。」

(3) 原判決18頁16行目を次のとおり改める。

「(イ) は、同日午前2時ころ、 に起こされて、消防車のサイレンが聞こえ、本件建物のある方角に火の手が見えることを聞かされるや、 が居住する仙台市 から本件建物が所在する仙台市 まで約2キロメートルの距離があり、ま

た、本件建物に火災が発生したとの知らせを受けたものではなかったものの、パジャマ姿のまま車で本件建物近くまで行き、そこで本件建物に火災が発生していることを認め、消火活動を見守った（甲46、乙5）。」

(4) 原判決26頁8行目の「 」を「 」に改め、同15行目末尾に「また、工事代金は、工事着工時に約2300万円を支払うこととされていた。」を加える。

(5) 原判決27頁22行目から同31頁5行目までを次のとおり改める。

「(2) 検討

以上の事実を前提として、以下、検討する。

ア 本件火災の発生時、本件建物内に存在した木材の量及びその価値は、控訴人の会計帳簿上保有することとされている原材料の在庫高を上回ることはないと解されるどころ、平成15年度の決算報告書（乙11）記載の平成16年6月30日実地棚卸に係る棚卸資産（商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品）の額は917万7260円であったことは前記認定のとおりである。

そして、本件建物の周囲には相当量の木材が罹災せず残っていたこと、本件火災において部分焼に止まった事務所兼資材置場にも木材が焼失を免れた状態で残置されているのが認められたこと（乙4）、控訴人は、平成16年11月30日、 との間で本件建物の敷地を含む土地にアパートを建築するための請負契約を締結し、平成17年2月28日までに作業場であった本件建物を撤去することになっていたことなどからすると、控訴人が本件火災時に本件建物において保有していた原材料の在庫高は、多く見積もっても上記の棚卸資産額以下であったと考えられる。また、本件火災後に行われた現場見分の結果（乙4）によれば、本件火災時には本件建物内に青森ビバの集成材やケヤキ等の角材が存在したことが認められ、火災前に本件建物で期間職人として材料加工等の

作業に当たっていた も火災前に立て掛けてあった青森ヒバ材、ケヤキ材などを目撃しているところである。

しかるところ、 は、 が本件建物内で目撃したヒバ材は約15ないし20本、ケヤキ材は約5本であり、そのほかに本件建物内に使い残しの木材があったが、それらの商品価値はなく、本件建物の中にあつた木材の価値は50万円程度であつたと供述（ の陳述書である乙16の記載を含む。）する。 は、本件火災の直前、控訴人が請け負つた建築工事のために本件建物内で10日間ほど作業をしていたものであり、かつ、 自身も工務店を営んでいるというのであるから（ の供述）、その供述は信用性が高いものということことができる。また、控訴人が本件火災のあつた平成17年2月28日までに本件建物を撤去することになっていたことからみても、本件建物内にはさほどの木材はなかつたとする の上記供述は、信用することができるものというべきである。

これに対し、控訴人に勤務していたとする は、平成17年1月当時、本件建物内に1000万円以上の木材があつたと供述するが、乙第15号証の写真のように多数の木材があつたのは本件火災の3年ないし5年前であつたとする供述部分もあり、あいまいであつて信用することができない。また、控訴人と取引があつた株式会社 木材作成の報告書である甲第43号証には平成16年12月当時驚くほどの高価な化粧材が多数保管されていたとする記載、同じく

株式会社作成の報告書である甲第44号証にも平成17年1月当時20棟ないし30棟分の化粧材があつたとする記載がある。しかしながら、当時、控訴人には金融機関に対する長期借入金のみでも約5900万円の負債があつたほか、 は、サラ金4社から月々の返済額が27万4000円にもなるほどの多額の借入れを行い、平成17年1月には

の名義で新たに90万円を借り入れたことは前記認定のとおりであるところ、仮に甲第43号証、第44号証の記載のとおり、驚くほどの高価な化粧材が多数あったというのであれば、なぜこれらの化粧材を換金しなかったのであろうかとの疑問を抱かざるを得ない。また、同年2月28日までには本件建物を撤去することになっていたのであるから、仮に商品価値があつて処分し得る木材が本件建物内に多数あつたのであれば、本件建物の撤去の前にその処分先や移転先を決めておかなければならなかったと思われるところ、本件火災の時点でこのような処分先ないし移転先があつたものとする具体的な証拠はない。そして、 が平成15年12月に で倒れた後は、主に他の請負業者からの下請を行うようになって事業を縮小しており、 は、平成16年9月ころから作業場である本件建物を撤去してアパートを建築すると考えるようになり、同年11月30日には との間で実際に請負契約を締結し、平成17年2月28日までに本件建物等を撤去することを約束したのである。これらのことを勘案すると、控訴人が本件火災があつた時点まで漫然と高価な建築資材を本件建物内に蓄えておいたとするのは考え難いところである。したがって、甲第43号証や第44号証の上記記載は信用することができない。

そうすると、本件火災時、本件建物内にはある程度の木材等があつたが、その数量や価値は、 が目撃し、見積もつた50万円程度のものとさほど変わらないものにすぎなかつたと認めるのが相当である。

したがって、本件火災時に単価1万円以上の木材約460本（その合計購入金額は約880万円）を含む12.51万円相当の建築資材があつたとした控訴人作成に係る損害明細書（乙14の3）の記載には、その数量、価格等において、著しく事実と異なることが記載されていたものといわざるを得ない。

イ また、設備・什器等について検討すると、本件火災後に行われた現場見分の結果（乙4）によれば、控訴人が記載した超仕上げかんな盤、帯ノコ、溝仕上げ、ホゾ取機、仕上加工機、万能機などの木材加工用の重量機器が本件火災時に本件建物内に存在していたことは認められるものの、テレビや冷蔵庫などの電化製品の存在はうかがわれず、インパクトドライバーなどの軽量機器に関してはその存否が不明であり、少なくとも損害明細書（乙14の4）には本件建物内に実在していたよりも多くの品目が本件火災により焼失した設備・什器等として記載されているといえることができる。

ウ 以上のとおり、控訴人の被控訴人に対する損害の申告は、決算報告書の記載や本件火災後に行われた現場見分の結果、本件火災の直前ころ本件建物内の状況を目撃した 〇〇の供述等から認められる客観的事実と大幅に乖離したものであったといわざるを得ない。

そこで、控訴人のした申告が虚偽申告といえるか否かについてみるに、
〇〇は、動産り災証明書の作成に関し、火災直後の動転している状況下で、しかも、すべてが消失し、乏しい記憶の中で、被控訴人から急かされるままに慌てて作成したものであるから、不正確な内容となってしまった等と陳述し、供述する。

しかしながら、本件火災当時、〇〇は、控訴人の中心となってその経営に携わっていたのであるから、控訴人の請負工事の受注状況や材木等の発注状況などから本件建物内に存在していた材木等の数量についてはおおまかにせよ把握していたはずである。また、〇〇との間の請負契約で平成17年2月28日までに本件建物を撤去することになっていたのであるから、本件建物内の木材等の建築資材や設備・什器等についても、数量等を把握した上、それらをどのように撤去するか当然考えていたはずである。その上、本件火災後に行われた現場見分の際には、

は、終始立ち合って、消防署の職員からの求めに応じて、随時焼損した物の説明や指示確認を行っており（乙2、4ないし6）、現場見分の終了後は、約10日の日数をかけて焼損した物の整理を行っていたのであるから、本件火災時に本件建物内に存在していた建築資材や設備・什器等については概ね把握していたものというべきである。確かに、一般的には、火災後は、動産類の焼失によってそれらの正確な数量、品名などを把握することは困難であるといえるが、上記のような立場にあった

において、控訴人の建築資材等につき大幅に間違えることは考え難いものというべきであり、 の上記供述は信用することができない。

また、 は、平成17年3月7日付け動産り災申告書（乙8）において既に多量の材木、設備、什器等を記載し、多額な金額を損害額として申告し、その後被控訴人に対しては、更に増額した金額を損害として申告しているところ、その内容は、もともと決算書から窺える客観的な金額からは大きく乖離し、また、取引先である 木材（乙22ないし24）や 商店（同商店に対する調査囑託の結果、乙25の1ないし3、26の1・2、27の1・2、28の1・2）から得た回答内容とも取引した材木の品名、数量、価格等において大きく異なり、著しく多額となっていたのである。また、テレビや冷蔵庫の存否などはその性質上間違えようがないものと思われる。

そして、本件火災当時、控訴人の経営状況は、 が を原因として倒れたことによって事業が縮小し、未処理損失も増加し、金融機関からの長期借入金のみでも5900万円余りの負債があつて経営状態の行き詰まりをみせていたのみならず、 個人も、月々の返済額が27万4000円となるほどのサラ金の借金もある中で、平成17年1月には の名義で新たに90万円を借り入れるなど、明らかに窮迫していたのである。その上、 は、本件建物の敷地等を利用してのアパート

建築に期待をかけていたところ、との請負契約では工事着工時に約2300万円を支払う必要があったのである。そうしてみると、

にとっては、本件火災による保険金はできるだけ多く取得したいとする動機があったことは明らかである。なお、控訴人やの負債状況からみて、新たに8000万円以上も投じる必要のあるアパート建築が実現可能であったのかについては大きな疑問の存するところである。

は、本件火災は放火によるものと思う旨の供述を自らしているところ、控訴人やには多額の負債があったこと、はすぐにも本件建物を撤去しなければならなかったこと、アパート建築のため多額の資金を工面しなければならなかったこと、火災になれば少なからぬ保険金を取得することができることなど、控訴人やの置かれた状況は、放火の動機とさえなり得るものと思われる。

これらのことを勘案すると、本件火災当時、控訴人の経営を取り仕切っていたは、損害として申告した内容が客観的事実と著しく相違していることを認識した上、あえて不実の損害申告に及んだものと認めるのが相当である。

(3) 小括

したがって、控訴人の被控訴人に対する損害の申告は、正当な理由のない不実申告に該当するから、本件約款26条4項により、被控訴人には本件火災による保険金支払義務がないものというべきである。

控訴人は、被控訴人において不実申告の主張をすることが信義則に反し、禁反言の法理にも反すると主張するかのようであるが、被控訴人がかかる主張をすることが信義則等に反するとする事情があるものとは認め難い。」

3 以上の次第であるから、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

仙台高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官 大 橋 弘

裁判官 山 口 均

裁判官 岡 田 伸 太

これは正本である。

平成21年3月19日

仙台高等裁判所第2民事部

裁判所書記官 田 辺 智

